

労働基準広報 2014 No.1818

5/11

CONTENTS

新企業事例 現場に聞く！ 障害者雇用の今〈特別編〉—— 6

全社で障害者をサポートする仕組みづくり 設備だけでなく意識のバリアフリーを重視

～ 株式会社 きものブレイン ～

障害者雇用に積極的に取り組む企業を紹介する本企画。その特別編となる今回は、平成26年3月現在、15.7%という高い障害者雇用率を誇る株式会社 きものブレインの取り組みを紹介する。同社では、障害者の支援ネットワークである「障害者支援委員会」を社内設置し、会社全体として障害者をサポートしている。また、設備のバリアフリーを進めるだけでなく、意識のバリアフリーも推進している。

(編集部)

●労働判例解説／S大学事件—— 18

労災保険給付受給中の者を打切補償により解雇
打切補償の対象は使用者から補償を受ける労働者に限られ解雇は無効

(平成25年7月10日・東京高裁判決)

本件は、業務上疾病による療養休業中で労災保険給付を受けている労働者Xに対する労基法81条の打切補償による解雇は無効であるとして、Xが労働契約上の地位確認などを求めた事件の控訴審。判決は、労災保険法上の療養補償給付を受けている労働者は、労基法81条所定の「75条の規定により補償を受けている労働者」に該当しないと、Xに対する打切補償金を支払って行った解雇は労基法19条1項に違反して無効とした。

(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●特別企画／「キャリアアップ助成金」の 拡充・活用について—— 30

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の
企業内でのキャリアアップに取り組む事業主を支援

(厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課)

●NEWS —— 1

(労政審・労働時間法制の議論が本格化へ)
企画裁量制導入手続の見直しなどが焦点/
(2020年度までの緊急措置) 外国人技能実習
修了者を最大3年建設業に受入れ/(毎勤統
計・25年年末の賞与) 5年ぶりに前年上回り
0.3%増の36万6865円/ほか

●知っておくべき職場のルール —— 37

<第29回>「試用期間とその延長」

試用期間は勤続期間として通算
延長には就業規則等の根拠必要

(編集部)

●連載 労働スクランブル® (労働評論家・
飯田康夫) —— 40 ●労務資料 平成25年度能
力開発基本調査結果① ～企業調査、事業所
調査～ —— 42 ●わたしの監督雑感 和歌山労
働局総務部企画室長 井上剛宏 —— 54 ●労務
相談室だより —— 56

労務相談室

回答者

社会保険 [健康保険の傷病手当金] 会社所定休日も支給されるか —— 48	特定社労士・大槻智之
労災保険法 [子を学校に送る途中の交通事故] 通常の通勤経路でなくても通災か —— 50	弁護士・加藤彩
労働基準法 [資格取得の勉強のため残業] 賃金支払う必要は —— 52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内